

一般社団法人マレーシア留学センター 親子留学 約款

第1条 約款の適用

一般社団法人マレーシア留学センター（以下「MSC」といいます）は、本約款に基づき、留学手続代行等のサービス（以下「親子留学プログラム」といいます）を提供します。

第2条 契約の成立

親子留学プログラムの提供にかかる契約（以下「本契約」といいます）は、申込希望者がMSCに対して所定の申込書を提出し、MSCが当該申込書を承諾して受理したときに成立するものとします。以下、MSCが申し込みを承諾した申込希望者を「申込者」といいます。

第3条 申込みの拒絶

MSCは、申込希望者から本契約の申し込みがあった場合でも、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込希望者からの申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 申込希望者が希望する留学先に定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に留学が認められる可能性が無いと認められるとき。
- (2) 申込希望者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。
- (3) MSCにおいて、申込希望者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、親子留学プログラムの参加に不適切であると判断したとき。
- (4) MSCにおいて、申込希望者が留学先学校・宿泊機関の規則・指示に従えないと認めるとき。
- (5) その他、MSCが不適切と認めたとき。

第4条 親子留学プログラムのサービス内容

- (1) MSCは、親子留学プログラムの申込者に対し、以下のサービスを提供します。

①学校選択に関する助言等

MSCは、留学カウンセラーが申込者に対し個別にカウンセリングを行い、申込者が現地で通学する学校又は教室等を選択するための助言等を行います。

②入学手続代行

MSCは、申込者が(1)項に基づいて選択した希望留学先に対し、入学願書等の必要書類を送付し、入学許可が得られた場合に入学許可証を取り寄せること等により、申込者の希望する留学先への入学手続きを代行します。

③滞在先手続代行

MSCは、申し込み者が留学する際の滞在先を紹介し、滞在先の手続きを代行します。なお、滞在先との間でおこる諸条件の変更に関しては、その責任を負いません。

④留学・滞在費用の支払い代行

MSC は、希望留学先・滞在先への支払い手続きを送金により代行します。

⑤見積書に記載されたその他のサービス

MSC は、上記①ないし④に定められたサービスの他、見積書に記載された留学サポートサービスを提供します。

- (2) (1)に記載のない手続（パスポート取得、ビザ取得、航空チケットの手配等）は、全て申込者において行うものとします。

第5条 必要書類の提出

- (1) MSC は、申込者の留学先学校が決定したとき、申込者に対し、出願申し込みを承諾する旨の書面（留学手続き引受確認書）を郵送またはEメールで送付します。申込者は、留学手続き引受確認書に必要事項を記載し、指定の期日までに MSC に送付するものとします。
- (2) MSC は、申込者に対し、別途「必要書類案内」を送付して親子留学手続きに必要な書類をご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記載の上、必ず指定の期日までに MSC に対し必要書類を送付するものとします。

第6条 申込者都合による契約内容の変更

- (1) 申込者は、原則として、その理由の如何に関わらず、既に決定した留学先、滞在先又は留学条件を変更することができないものとします。
- (2) 申込者都合によって留学先、滞在先又は留学条件を変更することを MSC が認めた場合には、申込者は、受入機関に対するキャンセル料や変更料等を負担するものとします。MSC がこれらを立替払いしたときは、申込者は、当該費用を MSC が定める期限までに支払うものとします。
- (3) 申込者都合によって留学先、滞在先又は留学条件を変更する場合は、MSC の指示する方法に従い、変更後の留学費用との差額を支払うものとします。
- (4) 申込者都合によって留学先、滞在先又は留学条件を変更する場合において、MSC が申込者に対して返還すべき費用があるときは、MSC は、申込者に対し、遅滞なくこれを返還します。ただし、振込手数料等は申込者が負担するものとします。

第7条 為替変動

MSC が、本約款に基づき、親子留学にかかる費用の支払を代行する場合、MSC が定めるレートで決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算は致しません。

また、MSC が留学先から費用の返還を受けた場合には、かかる費用を MSC が定める規定ルートで換算した上で、申込者に返還するものとします。

第8条 親子留学プログラム料金の支払い

- (1) 申込者は、MSC が定める親子留学プログラム料金及び留学費用を、MSC が指定する期日までに MSC 指定の口座に振り込む方法によって支払うものとします。ただし、留学先又は滞在先が、申込者の到着後に留学費用の全部または一部を直接支払うことを指示した場合は、申込者が当該費用を直接支払うものとします。
- (2) (1) にかかる振込手数料は、申込者が負担するものとします。
- (3) 申込者が、MSC が指定する期日までに、(1) に定める支払いをしない場合、MSC は申込者に対する親子留学プログラムの提供を停止することがあります。

第9条 申込者による解約

- (1) 申込者は、本契約成立後であっても、MSC に対して書面（Eメールを含む）で解約の申し入れをすることにより、本契約を解除することができます。
- (2) 前項の規定により、申込者が本契約を解約する場合、MSC は、すでに申込者から受領した親子留学プログラム料金及び留学費用から以下に定める取消料、留学先の入学取消しに伴って生じた費用、及び精算に要する外国為替手数料を控除した残金を、申込者の指定する銀行口座に振り込む方法によって返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料は、申込者が負担するものとします。
 - ①契約成立の日から起算して8日以内 取消料なし
 - ②契約成立の日から起算して9日目以降で、出発日の前日から起算して91日前まで 親子留学プログラム料金の30%
 - ③出発日の前日から起算して、90日～46日前まで 親子留学プログラム料金の40%
 - ④出発日の前日から起算して、45日前～31日前まで 親子留学プログラム料金の50%
 - ⑤出発日の前日から起算して、30日前～15日前まで 親子留学プログラム料金の70%
 - ⑥出発日の前日から起算して、14日前～8日前まで 親子留学プログラム料金の80%
 - ⑦出発日の前日から起算して、7日前か～前日まで 親子留学プログラム料金の90%
 - ⑧出発日の当日、出発日以降は 親子留学プログラム料金の100%（返金なし）
- (3) 前項の返金は、MSC が留学先の学校等から返金を受けた後遅滞なく行うものとします。
- (4) 本条による返金の額が、為替変動によって減少した場合においても、当該損失は、申込者が負担するものとします。

第10条 MSCによる解約

- (1) 申込者に、以下の各号に定める事由が生じた場合、MSC は、催告の上、本契約を解約することができるものとします。
 - ①申込者が、MSC 指定の期日までに、第5条に定める必要書類を送付しないとき。
 - ②申込者が、MSC 指定の期日までに、第9条1項による料金及び費用の支払いを行わないとき。
- (2) 申込者に、以下の各号に定める事由が生じた場合、MSC は、何らの催告を要することなく、留学前、留学中にかかわらず本契約を解約することができるものとします。

- ①申込者が、MSC があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ②申込者の心身の健康状態が悪化し留学に耐えられないと認められるとき。
 - ③申込者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、又は業務の円滑な運営と実施を妨げるおそれのあるとき。
 - ④申込者が所在不明となり、または2週間以上にわたり連絡不能になったとき。
- (3) 本条に基づいて MSC が本契約を解約する場合、申込者が MSC に対して支払った親子留学プログラム料金の返金はありません。
- (4) 本条に基づく解約によって、留学先その他の機関に支払うことを要する費用が発生した場合は、申込者がこれを負担するものとします。申込者は、MSC が当該費用の支払いを請求した際には、直ちにこれを支払うものとします。
- (5) 本条に基づき MSC が本契約を解除する場合において、MSC が申込者からすでに留学費用の一部または全部の支払いを受けていたときは、MSC は、当該費用から前項の費用を差し引いた残額を申込者に返還します。ただし、振込手数料等は申込者の負担とします。

第 11 条 免責事項

- (1) 親子留学プログラムは、留学手続を代行するサービスであり、留学先への入学の可否や留学先でのカリキュラムの内容等について何らかの保証をするものではありません。
- (2) MSC は、次に例示する MSC の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合、希望留学先への入学ができなかった場合、又は親子留学プログラムの内容に変更が生じた場合には、一切その責任を負いません。
 - ①申込者においてパスポート取得、ビザ、航空チケットの手配等ができず、出入国できなかった場合
 - ②天災地変、戦乱、暴動、テロ行為その他の不可抗力による日程若しくは内容の変更又は中止
 - ③日本または外国の官公署の命令等による日程若しくは内容の変更または中止
 - ④陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止または変更による日程若しくは内容の変更または中止
 - ⑤申込者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置のために生じる日程若しくは内容の変更または中止
 - ⑥留学先の事情により、授業内容の変更、その他留学内容に関する変更があったとき
 - ⑦申込者が留学先の法令又は規則等に違反した場合

第 12 条 損害の負担

MSC は、MSC の責によらないで申込者が留学先において事故等によって損害を被った場合、その責任を負いません。

第 13 条 個人情報の取り扱いについて

MSCは、個人情報保護法を遵守し、申込者の個人情報の取得及び利用について以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の取得について MSCは、適法かつ公正な手段によってのみ申込者の個人情報を取得します。

(2) 利用目的について MSCは、申込者から提供を受けた個人情報を、当親子留学プログラムにかかるサービスを提供する目的でのみ使用するものとします。

(3) 個人情報の管理について MSCは、申込者の個人情報を第三者に漏洩してはならず、個人情報保護法を遵守して厳正に管理するものとします。

(4) 個人情報の開示について MSCは、緊急事故対応及びサポートに備えるため、個人情報を第三者に開示する場合があります。この場合において、MSCは、開示を受けた第三者に対し、個人情報を適切に管理させるために適正な監督を行います。

第14条 申込者からの意見聴取について

MSCは、申込者に対し、よりよいサービス提供のために、留学中又は帰国後、ご意見・ご感想の提供をお願いする場合があります。

第15条 裁判管轄

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 約款の変更

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。本約款に変更があった場合は、MSCホームページ (<http://www.malaysia-study.org/>) に変更後の約款を掲載するものとし、常に最新の約款が適用されるものとします。

第17条 準拠法

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第18条 適用範囲

本約款の内容は、2016年1月以降に申し込まれる親子留学プログラム契約に適用するものとします。

上記の約款を理解し、親子留学プログラムを申し込みます。

氏名	印
----	---

(記入日)

_____年 _____月 _____日

※代表者が直筆でお願いいたします。送付はPDF & メールで構いません